5．その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

(1)　すべての契約における環境配慮契約の推進

上記2から4に掲げた契約その他庁舎における設備の設置許可の付随契約等を含むすべての契約に関し、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約の内容を確保し、契約に係る物品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出増大を招くことのないように配慮するものとする。

(2)　契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境配慮契約を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画するものとする。特に、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努めるものとする。

(3)　締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約の締結実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

(4)　職員に対する環境配慮契約の推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者を始めとする職員に対して、環境配慮契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取得促進に努めるものとする。

(5)　情報の整理等

国は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他国民における環境配慮契約の促進に資するように、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その情報を広く、分かりやすい形で提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は当該情報を含む既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めるものとする。

(6)　他の施策との連携

国は、率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の運用に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について、合理的かつ効率的に取り組むものとする。

(7)　本基本方針の見直し

国は、環境配慮契約の推進に資するように、(5)の情報等を踏まえつつ、本基本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、環境大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長、地方公共団体の長及び地方独立行政法人の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、環境大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、予め、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

## ○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 津山市川崎字林田裏一九〇二番五から同市川崎字林田裏一九〇二番一まで | 前 | 二八・五〇～四〇・五〇メートル | 〇・〇四五キロメートル |
| | 後 | 二八・五〇～四六・〇〇メートル | 〇・〇四五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

## ○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　路線名　五十三号

(二)　供用開始の区間　津山市川崎字林田裏一九〇二番五から同市川崎字林田裏一九〇二番一まで

(三)　供用開始の期日　平成二十二年二月九日

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

## ○沖縄総合事務局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 沖縄市大里二丁目四一四番七から同市大里二丁目四二五番一まで | 前 | 一八・〇五～一八・一〇メートル | 〇・〇五三キロメートル |
| | 後 | 一八・〇五～二二・五五メートル | 〇・〇五三キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

## ○沖縄総合事務局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宜野湾市字愛知東原四〇六番六から同市字愛知東原三九七番一まで | 前 | 一九・六〇～二一・三〇メートル | 〇・〇三五キロメートル |
| | 後 | 一九・七〇～二一・四八メートル | 〇・〇三五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

## ○沖縄総合事務局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宜野湾市真志喜一丁目六五〇番六から同市大謝名五丁目一五八番まで | 前 | 二八・〇〇～四四・一九メートル | 〇・八二二キロメートル |
| | 後 | 三〇・〇〇～四六・五七メートル | 〇・八二二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所